

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第64号

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市公民館条例施行規則（令和 3 年 3 月規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により <u>使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により <u>施設（条例第 4 条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 4 開館日（第 9 条第 1 項に規定する休館日ではない日をいう。）前の日までに、様式第 1 号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>

(1) 申請者の住所及び氏名（団体にあつては、その名称並びに代表者の住所及び氏名）

(2) 申請者（団体にあつては、その代表者）の電話番号

(3) 使用施設名

(4) 使用日時

(5) 使用目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条 [略]

（使用料の減免）

第4条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設等の使用を許可したときは、様式第2号による神戸市公民館使用許可書を交付する。

（附属設備の使用料）

第3条 条例別表第2号に規定する規則で定める額は、別表に定める額とする。

第4条 [略]

（使用料の減免）

第5条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次

の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるとき  
市長が定める額の減額又は免除

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、施設を使用するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 減免を申請する理由

(使用料の返還)

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日（当該日が第8条第

の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるとき  
使用料の5割相当額の減額又は免除

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第1項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第6条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日（当該日が第9条第

1 項各号に定める休館日の場合であって、かつ、使用者が神戸市地域サービス情報システムを利用せずに使用の許可を受ける場合にあっては、その翌日)までに市長に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき 使用料の全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき  
市長が認める額

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 使用料を納付した日及び納付した使用料の額

(3) 返還を申請する理由

3 [略]

(行為の禁止)

第6条 条例第16条に規定する公民館の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 施設又はその附属設備(以下「施

1 項各号に定める休館日の場合はその翌日)までに市長に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき  
使用料の全額

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき  
市長が認める額

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 [略]

(行為の禁止)

第7条 条例第16条に規定する公民館の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 施設等を汚損し、損傷し、若し

設等」という。)を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

#### 第7条 [略]

(休館日)

第8条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理運営上必要があると認める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第9条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

くは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

#### 第8条 [略]

(休館日)

第9条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日（神戸市立住之江公民館にあつては月曜日）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（神戸市立住之江公民館にあつては当該日が月曜日の場合はその翌日）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理運営上必要があると認める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第10条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、前条第1項第1号に規定する休館日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

の前日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後5時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項の規定により開館する場合にあつては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの開館時間を変更することができる。

別表（第3条関係）

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立葺合公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立清風公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
	陶芸用電気炉	1式1時間につき 300円

神戸市立長田公民館	パーソナルコンピュータ	1台1回につき 300円
神戸市立南須磨公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
	陶芸用電気炉	1式1時間につき 300円
神戸市立東垂水公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
神戸市立玉津南公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（正午から午後2時まで）、午後（午後2時から午後4時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。